

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第6号

平成26年3月18日(火曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第6号

日程第 1 議案第2号ないし議案第13号(委員長報告、討論、表決)

議案第 2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について

議案第 3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第 4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部

- を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の廃止する条例の制定について
- 議案第 21 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計予算
- 日程第 2 委員会発議第 3 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）
- 日程第 3 請願第 3 号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号ないし議案第 13 号及び議案第 21 号（委員長報告、討論、表決）
- 議案第 2 号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の廃止する条例の制定について
議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算
日程第2 委員会発議第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書(案)
日程第3 請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書
-

開 議 午前10時00分

○議長(鈴木良道君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告を行います。

本日の会議は、会議規則第10条第3項の規定により開くこととしたものでありますので、ご報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案第2号ないし第13号及び議案第21号

○議長(鈴木良道君)

日程第1、議案第2号ないし第13号及び議案第21号の13件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長(中根光男君)

おはようございます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、平成26年3月10日に付託されました議案第2号ないし議案第13号、議案第21号について、3月10日、11日、13日、14日、17日に市長及び副市長並びに各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第2号ないし議案第10号、議案第12号は、異議がなく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第11号、議案第13号、議案第21号は異議があり、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

また、一般会計予算に対する意見書（案）が委員より提出され、採決の結果、委員会提出の意見書（案）とすることも決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより、委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第2号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第5号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第7号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第8号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第9号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第10号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成の討論のほうから行います。

賛成討論はございませんか。

12番 矢口龍人君。

[12番 矢口龍人君登壇]

○12番（矢口龍人君）

議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

本案は、かすみがうら市適正規模化実施計画に基づき、霞ヶ浦地区の小学校を統合することにより、児童数の減少と学校の小規模化に対応するとともに、学校施設の耐震化を進め、よりよい教育環境をつくらうとするものであります。

学校が地域の拠点であることはよくわかっておりますが、何よりもまず子どもたちのことを第一に考えなければならないと思います。

ここで、2人の親の声をお聞かせします。小学校低学年の女の子の親です。私の娘のクラスは少人数で女の子も数人で、そのうち3人が仲間をつくり、娘ともう一人の女の子は仲間に入れません。娘はあと2年たったらもっとたくさん友達ができるからいいと、現状を寂しく思いながら、統合によって友達がふえることを願うという何ともやるせない思いをしております。低学年なのにこんな思いをしているのかと、親としてかわいそうになりました。このような切実な声であります。

もう一人の声を紹介します。私は2歳の子どもの持つ親です。広報のおめでたの欄で毎月出生数を見ているのですが、これまでは余りにも少な過ぎます。学校を統合しても少ないくらいです。何でも反対の声が大きいものです。朝日新聞で見ましたが、請願が出たということですが、時代錯誤も甚だしいとしか言いようがありません。子どもを持つ多くの親はきっと私と同じ気持ちでおります。計画どおりをお願いしますとおっしゃってございました。

私の体験をお話しさせていただきます。私は上佐谷小学校の出身です。同級生は9人でしたが、1人病気で亡くなり、卒業時には8人でした。6年間同じ顔ぶれですから、学力や運動能力の差もよほどのことがない限り順位が決まっておりました。一度仲間外れになると、よりを戻すのに大変な時間がかかり、子どもながらにつらい日々を送った覚えがあります。

ここにおいでの小座野議員のお嬢様も同級生は3人でありました。そして、ことし上佐谷小学校の新入生は6人だそうです。小さな学校には小さな学校のよさがありますが、より多くの子どもたちや先生と触れ合い、コミュニケーション能力を伸ばすためには、一定の規模が必要であると思います。

また、施設整備の問題もあります。東日本大震災を教訓として、公共施設、特に子どもたちが学ぶ学校施設の耐震化を進めることは最重要課題であると思います。国では、補助の割り増しや予算の確保により、平成27年度までのなるべく早い時期に耐震化を完了させる方針です。市としてもこの機会に完了を急ぐべきです。議会としても、新市建設計画の見直しによる合併特例債の適用など、学校統合に対し理解を示してきたではありませんか。

南北中学校の統合による霞ヶ浦中学校の開校を控え、霞ヶ浦地区では保護者を中心に統合の機運が高まっております。2年後に北中学校の校舎を改修して新しい小学校を、南小学校の増築をして新しい小学校をつくることを楽しみにしているようです。

今回の学校統廃合は、平成20年4月に茨城県教育委員会より市立小中学校の適正規模化について指針が示され、動き出しました。ことしで7年目となるわけであります。このまま順調に事業が進めば、ちょうど10年で新設小学校が完成となるわけであります。私は十分に議論は尽くしてきたものと思っております。どなたが市長であっても、この事業を実施し成功させなければなりません。

千代田地区では場所の問題で宙に浮いた状態ですが、霞ヶ浦地区はまとまっております。計画どおりに統合を進めるべきだと考えております。過去に対する郷愁や地域の壁を乗り越え、子どもたちの未来に向けて新しい学校をスタートさせるべきです。

議員諸侯の賛成をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

学校統廃合は、子どもの教育と地域社会の存続の双方にかかわる問題であります。それだけに、子どもを含む地域住民での統廃合の是非についてよく話し合い、合意を尊重することが不可欠であります。

私は、一昨年に実施した懇談会及び説明会参加者人数が極めて少ないことを指摘し、地域住民の合意は得られたとは言えないと述べ、昨年3月定例会に提出された霞ヶ浦地区の中学校統廃合の条例案に反対した経過があります。その際、私は住民からの意見を聞く場、シンポジウムや公

聴会などを設けるべきだと提案をいたしましたでしたが、行われておりません。学校関係者や地域の代表と言われるごく少数の統合委員会だけで議論が進められ、地域を巻き込んでの合意形成の場をつくる努力について、特に霞ヶ浦地区では十分ではないと私は感じております。

私は山内議員と一緒に、昨年9月16日、専門家を交えて学校統廃合を考えるシンポジウムを開催いたしました。台風の影響による風雨が強い中にもかかわらず、40名の市民が集い、宮嶋市長も一市民として参加をいたしました。

学校統廃合問題を研究している千葉大名誉教授の三輪定宣氏は講演で、市の教育条件が大きく変わる。特に、教育費が激減することを指摘し、これは市全体の教育力の後退になると。それを住民や保護者、市当局や議員が選択するのが問われていると述べ、今拙速に結論を出すということよりは、もっと議論を重ね深めた上で、住民の合意を得て進めていくべきではないかと語っておりました。参加者の多くは、統廃合計画の議論や進め方が余りに早く強引で、一般市民が意見を述べる場がないことに不安を持っているようでありました。

学校統廃合の狙いは、自治体の大リストラであり、教育費の削減にあります。今回の霞ヶ浦地区の小学校統廃合では、学校の維持管理に係る費用が年間4844万3000円減少するとしています。一方では激減緩和措置があるものの、普通交付税が年間6383万9000円も減少します。

問題は、今回の統廃合で学校及び学級数の減によって教員数が現在の85人が統廃合後は44人、なんと41人の先生がいなくなってしまうことでもあります。これによる人件費の影響は平成25年度が7億7000万円ですが、統合後の試算では約4億円で、約3億7000万円の削減となります。まさに、教員のリストラではないでしょうか。このことは教育費を国や県に返上するものであります。

今回の議案での問題点は、スクールバスや廃校となる小学校の跡地問題が議論されず、統合先にありきとなっていることでもあります。後世に禍根を残さないためには、もっと住民と慎重に議論を重ねた上で判断するべきであります。

私は一人一人に行き届いた少人数学級こそが教育の再生につながるものと考えております。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

反対討論はございませんか。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

南北中の統合説明会でもスクールバスが話題となり、市民は大変大きな期待をし、議会も同様に期待の中、霞ヶ浦中学校の設置条例を可決いたしました。ところが、その後、スクールバス関連の議案が提案されるや否や、保護者や地域からさまざまな意見が噴出し、また請願書が提出されました。しかし、その請願に対し、市当局は南北の格差是正をもって幕引きとし、6キロメートルを固持、今でも緩和措置が示されない状況であります。

このような中で、今回立て続けに霞ヶ浦地区小学校統合の設置条例が提案されたのであります。と同時に、これに対し、待ったの請願が提出されました。この請願の趣旨を踏まえると、果たして真に合意形成がなされているかという疑念が我々の中に大きく広がりを始めました。一方、小学校のスクールバスについては、方針や予算案も示されておらず、この点も市民の合意が得られるかどうか、大きな不安材料となっております。

また、最も大きな課題として千代田地区の小学校統合については、全員協議会の中で報告されたように、継続協議であり、いまだ結論が得られず、このまま霞ヶ浦地区の小学校が統合されれば、両者の対応は異なることが予想され、かすみがうら市として方針なき統合が進むこととなります。私としては、霞ヶ浦地区の小学校も千代田地区の小学校も一つの方針に基づき進めることが円滑な教育行政を進める上で大きな鍵になるものと考えております。

この改正は大局的に考えた場合、両者がワンセットの課題として捉えるべきではないかと考えます。さらには、統合するたびに学校統合関連の予算が拡大していくを見ると、統合による効率からかけ離れ、そして市民の合意形成がおざなりとなり財政負担だけが増すばかりで、統合によるデメリットだけがクローズアップされてきたと感じざるを得ません。

このような中での提案は、市民の意思を反映した提案とは言いがたいものがあります。これらを踏まえ、もう一度原点に立ち返り、真の教育の姿や統合による事業効果を再検証し、市民の合意形成を醸成し、そして後年度確実に財政負担を軽減できるかなど、さまざまな点から再検討すべき時期であるというふうと考えております。

よって、この定例会において設置条例の結論を出すことは時期尚早であると考えます。市当局におかれましては、声なき声を聞くことが最も大切であることを肝に銘じ、霞ヶ浦地区においても、千代田地区においても真に統合が求められているどうか調査し、確固たる根拠に基づいた提案をすべきであると考えます。

最後に、市長は霞ヶ浦地区の中学校の統合を議会で統合の承認が得られたと、議会のみの責任のようにお話ししているようですが、教育は「百年の計」であります。市長みずからが説明責任を果たすべきであることを申し添え、本案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第11号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第12号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

続いて、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成の討論から行います。

賛成討論はございませんか。

加固豊治君。

[7番 加固豊治君登壇]

○7番（加固豊治君）

議案第13号、敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

敬老祝い金の支給については、平成24年の第1回定例会から幾度となく提案され、いずれも否決となった結果となっているところでございます。しかしながら、一般質問への市長の答弁にもありましたように、高齢化が進み、介護給付等へのサービスも増加していく中、高齢者の皆さんを支える次世代の育成といったことも考えていかなければならない時期ではないかと思えます。

そして、近隣の状況を見ましても77歳にお祝いを給付している自治体はなく、石岡市や小美玉市はほかの年金にも祝い金を給付しておりません。私は、お金や金額ではなくても先輩方への敬意は十分に伝わり、地域発展のため縮減であればご理解をいただけるものではないかと考えます。

本条例の廃止案に賛同するものでございます。議員諸侯のご賛同をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

続いて、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

市長は常に老から若への財政支出の転換を口にしておりますが、高齢者を粗末に扱う政治に未来を担う世代が希望を持てるはずはありません。

敬老との趣旨でこれまで出してきたささやかな祝い金ではないでしょうか。私は先進的な例として誇るべき施策だと考えます。今、圧倒的多くの高齢者は少ない年金が現実です。安倍政権は3年間で2.5%の年金を引き下げる第1弾として、昨年10月1日に1%削減が強行されました。また、4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられます。このような生活環境から考えても、高齢者にとってはこういう敬老祝い金は生活費の一部となっていると思います。私は敬老祝い金を廃止することは、祝い金を楽しみにしている高齢者の期待を裏切るものだと考えます。

以上、反対の理由といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第13号は否決されました。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算の討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、賛成の討論から行います。

賛成討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算について、賛成の立場から討論に参加いたします。

私は、本予算は支援少子化や高齢化の進展、それに伴う地域の活性低下など、社会的、経済的な課題に対し、正面から取り組む積極予算であると評価しております。学校給食無料化については、何かと出費の多い子育て世代を地域全体で支援しようとするものであります。また、児童生徒が減少し学校が小規模化していく中、学校統合により適正規模とするとともに、耐震化や改修を行い、よりよい教育環境づくりを進めるための費用が計上されております。このような人づくりは地域の活性化につながるものと確信しています。

また、神立駅周辺整備事業や神立停車場線、広域幹線道路の整備などのインフラ整備が盛り込まれております。これらの大規模事業についても人件費の削減など、行政改革の成果を反映させるとともに、国庫補助や合併特例債などの有利な財源を活用し、財政負担の軽減に配慮されております。

3.11以降、国や他の市町村でもすぐに工事ができない、そういうお金は繰り越しとかの措置とは別に基金で柔軟に執行できるように別途積み立ててありますが、そういう場合には災害とはいえ起債は償還できずに起債、すなわち借金のまま残っているのが会計、いわばやりくり上当然の方法と私は思っております。だから、借金はふえるのだと思うのです。こういうときは、見かけの借金は多くなるのだと思われまます。

安倍政権下でも今は東北の復興を第一に考え、起債も多くなっております。これからますますふえるのではないかと思われまます。それは、東京オリンピックを大成功におさめるための借金ですから、国民は理解して当然でしょう。私はそのように理解しています。それでも成長が大事だということで、積極財政をしているわけです。

民間の力を借り、ベースアップや賃金を上げてもらって購買力をふやしてくれれば、全体的に景気がよくなる、その第一歩になる。そして、どんどん成長することにより、より夢の描けるデフレ脱却へとなるわけです。私はそのように信じておりますし、当かすみがうら市が東日本大震災から復興を果たし、大きく飛躍するための予算でありますので、議員諸公の賛成をお願いし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対して、反対の立場で討論をいたします。

今回の予算案は、第1に霞ヶ浦地区の小学校の統廃合に重点配分した内容になっております。議案第11号でも反対理由を述べましたが、結果的には将来にわたって教育費が削減されることとなります。一方で、統合となる学校の大規模改修事業が予算化されていますが、廃校となる小学校などはどうするのか、問題は山積しております。

第2に、子育て支援策としての学校給食無料化については賛成の立場であります。一方では敬老祝い金の廃止などがあり、宮嶋市長の高齢者への施策に思いやりが感じられません。

第3に、宮嶋市長が就任した平成22年度から人件費及び職員数が激減しておりますが、平成20年度予算と比較すると人件費で6億4562万円、職員数では75人減と極端であります。市長はさらなる行財政改革を推し進めるため、組織機構のスリム化を目指すとしております。

職員組合が市長に対して行った東北3県への派遣における適正な人事権の行使を求める要請文の中で、組合は、今当市の職員の置かれた状況は行財政改革による過剰な人員削減で業務量が激増しており、時間外勤務手当も追加要求する状況にある中、さらなる人員削減を進めれば、住民サービスの低下は避けられませんかとあります。

住民サービスは低下させないと市長は言いますが、市長は非正規雇用、いわゆる臨時職員の採用や自治体事務の民間委託、指定管理者制度など、究極の削減だとして職員定数を限りなく削減するとも述べています。どれをとっても市長の定員合理化策は自治体の公的責任をないがしろにするだけでなく、働く者の賃金を引き下げるものではないでしょうか。

また、官製ワーキングプアの創出だと思います。特に、議会費においては本来の条例による事務局定数が8人となっているにもかかわらず、来年度予算ではその半分、4人の配置となっております。ちなみに、一般会計の総額に対して議会費の割合はたったの0.8%です。このことは市長の議会軽視のあらわれではないでしょうか。

以上、反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

反対討論はございませんか。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

市長が就任して以来、かすみがうら市の借金は約24億円も積み増しされております。この増加額を就任前の期間と比較しますと、約4倍となります。つまり、宮嶋市長は財政再建を唱えつつも、みずから4倍の借金をふやしながら財政を運営しています。この約24億円の借金は、金利を含めると約1.6倍相当になるとした場合、やがて約39億円に膨れ上がり、かすみがうら市の負の遺産となることは必至であります。財政再建をスローガンにしてきた宮嶋市長がまず第一に実施すべきことは、新たな借金をふやさないよう努力することではないでしょうか。

そのような中で、平成26年度の一般会計予算は驚くことに、大型事業とばらまき政策により、さらに多額の借金をふやそうとしているわけでありまして。提出された資料から具体的に算出してみますと、平成26年度から31年度までに新たに発生する借金は約44億円で、金利を含めた償還総額は約71億円にも膨れ上がることが予想されております。このままこの予算が実行されれば、もう後戻りができなくなり、市の財政破綻を招くことが危惧されます。

一方、宮嶋市長は報道機関に対し、かすみがうら市の財政を、企業に例えたらうちは倒産会社

であるとまるで他人事のような発言をし、片や平成26年度予算から大型公共事業やばらまき政策の予算を計上し、多額の借金をしようとしております。

財政調整基金の取り崩しについても、平成26年度では実に約7億円にもなっており、同額の取り崩しが続けられれば4年目には貯金が底をつくこととなります。そして、平成30年度の返済額は約24億円にも達し、実に12億円近い財源不足に陥ることが予想される計算となります。

このような財政実態にもかかわらず、平成26年度予算には市民受けする小中学校の給食費の無料化や、市民の総意のないまま霞ヶ浦地区の小中学校統合の予算を盛り込んできました。この予算が本当に実行されれば、給食費は有料化に戻さざるを得ず、これまで実施してきました中学生までの医療費無料化さえも有料化となり、そしてスクールバスの運営も有料化しなければならないのではないかと、危機感を募らせるところであります。

こうした先行き不安を回避する方策として、将来の増税が懸念されます。それを裏づけるかのように、平成26年の施政方針には都市計画税の導入検討が明記されております。そこで、市の長期財政見通しはどのようになっているか検証したところ、平成25年の試算額と平成26年度予算額は実に約4億7000万円も乖離しております。

つまり、長期財政見通しを無視し、平成26年度予算に4億7000万円を上積みし、その財源がないため、市の財政調整基金を取り崩して帳尻を合わせていると推察されます。

一方、長期財政見通しからすれば、平成28年度までの投資的経費は約30億円前後あるものの、平成29年度以降は約5億円から6億円と急激に減少しています。これでは災害があっても対策する資金さえ捻出できません。

毎年度、財源に応じた年次計画により、できるだけ平準化した予算を編成し、何らかの災害があった場合に備え、財政調整基金を温存しておくようにすることにこそ、財政再建を唱えている市長が手腕を発揮するところではないでしょうか。

こうした状況から鑑みると、今ある財源は全て使ってしまい、さらには後世に多額の負の遺産を残しても構わないという、危険性を抱えた平成26年度以降の財政計画であると思われてなりません。

以上を踏まえ、人為的な市の財政破綻を防止するためにも、平成26年度一般会計予算に対し反対するものであります。議員諸公におかれましては、これらを勘案していただき、ご賛同をいただけるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立少数であります。

よって、議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算は否決されました。

日程第 2 委員会発議第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）

○議長（鈴木良道君）

日程第2、委員会発議第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）を議題といたします。

本案は委員会提案でありますので、委員長から提案理由の説明を求めます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）の提案の趣旨を説明します。

平成19年度から22年度までの借金の増加額は約5億7000万円にとどまっていたものが、平成23年度から26年度は約24億1000万円に達することが判明いたしました。また、1年間の不足金は毎年8億円以上に達し、臨時財政対策債は年々増加の道をたどっております。

このような中、平成26年度の一般会計予算は対前年度比17億1000万円増、約11%増の総額172億6000万円と急激に増加しております。そして、特徴的なことは教育費が約11億1000万円の増、土木費が約3億円の増であり、これらの主たる伸び率の要因は、大規模事業の軒並み増と、ばらまき予算であります。

一方、どの事業も未着手段階であり、今後予算が拡大することが提出資料の総事業費と財源内訳から容易に予測されるところであります。にもかかわらず、宮嶋市長は、平成26年度から大規模事業と同時にばらまきを実施しようとしております。

提出された大規模事業の説明資料から算出すると、平成26年度から31年度までに新たに発生する借金は約44億円で、金利を含めた償還総額は約71億円にも膨れ上がることが予想されます。また、総事業費と財源内訳からすると、平成26年度から31年度までに必要な一般財源は約15億円に上り、さらに給食費1億6000万円を同年度と同じく6年間支給すれば約10億円が必要となります。つまり、平成31年度までに必要な一般財源の合計は総額25億円となるのです。このため、平成26年度末の財政調整基金14億6000万円を全額取り崩しても、全く足りなくなることも判明しました。

一方、大型事業の実施計画と財政計画のすり合わせについて担当部署に確認したところ、確たる回答が得られず、また施政方針において、市長は平成26年度から都市計画税導入の検討をすることも表明しております。

したがって、このような急激な予算編成を続ければ、借入額をますます増加させ、財政再建どころか、財政破綻させるおそれさえあります。

よって、下記の点を指摘し、意見書を提出する。

指摘項目。

1、敬老祝金について。

かすみがうら市敬老祝金給付条例に基づき、扶助費を計上すること。

2、霞ヶ浦地区の小学校統合の関係予算について。

霞ヶ浦地区の小学校統合関係予算については、市民の合意形成を深めることを優先し、平成26年度予算から削除すること。なお、あわせて千代田地区の小学校統合についても方向づけを行い、かすみがうら市としての小学校統合の方針を決定すること。また、確実な財源対策も行うこと。

3、小中学校の給食費無料化の関係予算について。

小中学校の給食費無料化については、市民の税金から年間約1億6000万円もの多額の予算を投じることを踏まえると、長期展望や担保性の点、条例もなくかつ財政の確実性もないこと。全額補助金であるにもかかわらず、その手続も明文化されておらず、適正かつ安全な資金管理に大きな問題があること。病院に入院した場合の食費は自己負担である等の例から不公平との意見もあること。また、国の給食制度の改正に基づき実施すべきとの観点から時期尚早であること。これらの理由から、当該予算から削除し、学校給食法第11条第2項の受益者負担を堅持すべきであること。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これより委員会発議第3号の討論を行います。

討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

反対討論を行います。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

委員会発議第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）に対して、反対の立場で討論をいたします。

意見書（案）の大部分は賛同いたしますが、そのうち、指摘事項の3、小中学校の給食費無料化の関係予算についてですが、当該予算から削除し、学校給食法第11条第2項の受益者負担を堅持すべきであるとなっております。

しかし、文部科学省は自治体などが学校給食への助成を行うことを可能とする通知を出しております。その通知では、従来は学校給食を実施するために必要な経費の負担区分は学校ごとにまちまちであったが、学校給食法第6条——これは当時6条だったのでありますが、今は現行で第11条になっておりますが、及び政令第2条の規定によって学校給食の実施に必要な経費は原則として小学校等の設置者と給食を受ける保護者とがそれぞれ負担することを定めた。これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て地方公共団体、学校法人その他のものが児童の給食費の一部を補助するようなことを禁止する意図ではない。

要するに、これらの規定は小学校等の設置者と保護者の両者の密接な協力により、学校給食がよりよく円滑に実施されることが期待されるという立法の根本趣旨に基づいて解釈されるべきだとしております。

今、学校給食費無料化の市町村が全国で相次いでおります。その多くは、子育て支援の一環として行っております。一昨年から学校給食費無料化を始めた栃木県大田原市では、昨年の7月に市内小中学校の学校給食無料化についてのアンケート結果を発表いたしました。その中で、給食費に充てていたお金の使い道については、食費など生活費に充てているとした家庭が55%、子どもの習い事や部活動の費用として使用しているという家庭が35%あったとしております。また、給食費無料を教えている、教えたいとした回答は約8割に上り、無料化の理由を市が子育てを支援するためだと子どもに説明している家庭が58%だったと報告しております。

私は、小中学校の給食費無料化は子育て支援策として有効な施策だと考えているものでありまして、指摘事項3を含む意見書（案）には賛同できません。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

[「反対討論」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

もとい。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

委員会発議第3号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算に対する意見書（案）について、反対の立場から討論いたします。

意見書の中身がそもそも数字の羅列であるため、今日まで提出されている議案のどこを示しているのか不明瞭であります。我々議員も傍聴席におられる皆様方も、もう一度説明されたらわかりましたというわけにはいかないと思います。そこで提案がございます。

この意見書の全体にわたってもう一度丁寧な資料をつけた上で、きちんと説明をしていただくとありがたい。ここにおいでの方の中には、今さらそこまでしなくてもという考え方の持ち主もあろうかと思いますが、この意見書はただ単に意見書にとどまらず、一般会計予算の賛否に直接結びつくために強く要望するものであります。

確かに、3.11による災害対策費、神立駅周辺整備と神立停車場線の市街化整備、また学校統合、耐震化構造による小中学校の新たな整備が、そして下稲吉小学校の整備が必要でありました。ですが、ここ当分の間、市長にとって最重要課題であります。ですので、これが理解できるところ

であります。

なお、市長の報酬50%削減や職員定数の大幅なカットなどによる、この意見書では人件費の12億4000万円もの削減にも目配りが行われておりませんので、その点の是正もお願いする次第であります。

それで、もしこの議会側の同意が得られるなら、一日、二日でも若干でよいから会期を延長して3項目とも市民の納得のいく結論を導き出せるよう提案するものであります。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第3号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

委員会発議第3号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、委員会発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 請願第 3 号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第3、請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、平成26年第1回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君。

[平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長 中根光男君登壇]

○平成26年第1回定例会議案審査特別委員会委員長（中根光男君）

平成26年第1回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書については、3月10日に付託され、3月13日、14日の委員会において議題として審査を行いました。

審査においては、審査の参考となるために参考人招致を行い、その後、副市長及び教育長並びに担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第3号につきましては異議があり、起立採決の結果、起立多数により採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより、委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、請願第3号の討論を行います。

では、まず反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書について、賛成の立場で討論をいたします。

請願代表の一人である福島先生は、地域から学校がなくなることは地域で子どもたちを育てる環境がなくなることだと。小さな学校でも学力向上ができること、教育の仕方によっては知能指数まで上がる。身近に学校があることは大きな力、大切なことだ。民主主義の時代だからこそ、もう少し地域の声を聞いていただきたいと述べました。そして、先生は署名活動の中で、この対話の中で、学校を何で潰すんだと。特にお年寄りの方が多かったそうではありますが、決まったことだから今さら何をやっても無駄、予算がないから仕方がないとの声が上がったと聞いております。しかし、署名はいただいたそうであります。地域の意見が十分に反映されているかという質問に対しては、反映されていないと感じると答えております。意見陳述の中で先生は、今教育委員会がやるべきことは、どの子にも学ぶ力を養う授業をつくることではないかと強調したのだと思います。

私は、昭和48年9月27日の公立小中学校の統合についての文部省通達から、特に注目したいのが、1つ、通学距離及び通学時間の児童生徒の心身に与える影響、児童生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないように配慮すること。2、学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等を踏まえて十分に地域住民の理解と協力を得て行うように努めること。以上であります。この点を踏まえると、この統合の問題についてはやはり慎重審議が必要だというふうに私は考えます。

以上、討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。
本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。
本請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議がございますので、起立により採決を行います。
請願第3号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。
よって、請願第3号は採択されました。

○議長（鈴木良道君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。
続いて、休会についてお諮りいたします。
委員会の審査及び議案等の調査・研究のため、あす3月18日から26日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。
次回は3月27日、定刻から会議を開きます。
本日はこれにて散会します。
大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時07分